子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百八号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「千分の百五十四・四」を「千分の百六十三・二」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百九号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「四万三千百六十円」を「四万三千七十円」に改め、同条第二項中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「一万百九十円」を「一万百七十円」に改め、同条第三項中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「六千百十円」を「六千百円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二三〇五五九」を「〇・〇二三〇〇七〇」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三五五四五五」を「〇・〇〇三五四五五」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「三万四千九百七十円」を「三万四千九百円」に、「五万二千五百円」を「五万二千四百円」に改める。

第九条の二中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「一万四千八百八十円」を「一万四千八百五十円」に改める。

第十条の二中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「二万七千三百五十円」を「二万七千三百円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和二年四月」を「令和四年四月」に、「一万四千八百八十円」を「一万四千八百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項及び第四項の規定は、令和四年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百十号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百三万円」を「三百十四万円」に、「四百五十六万円」を「四百七十一万円」に改め、同条第二号中「百五十二万円」を「百五十七万円」に改める。

第二十七条第三項第二号中「八十万円」を「百六十万円」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百三万円」を「三百十四万円」に、「四百五十六万円」を「四百七十一万円」に改め、同条第二号中「百五十二万円」を「百五十七万円」に改める。

第三十六条第一号中「三百三万円」を「三百十四万円」に、「四百五十六万円」を「四百七十一万円」に改め、同条第二号中「百五十二万円」を「百五十七万円」に改める。

附則第七条の見出し及び同条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。